

2022年度 賃金権利
確定交渉

従組独自交渉妥結

2022.11.29

- 被服貸与 空調服やヒーター付き作業服も夏用、冬用作業服として運用可能
- 調理場の労働環境 総務課、財務課、学事課を中心にチームとなって、学校と連携した対応に努めたい。臨時的任用職員の募集には民間求人サイトなども活用
- 来年度からの給与制度見直しに伴う現臨時的任用職員への対応 事務長を通じ給与月額の日安や必要となる書類等について丁寧な説明を行うよう校長会・事務長会で周知（各個人への説明は年明けを予定）
- 採用試験再開の検討状況 あり方交渉で報告

教育委員会最終回答

11月24日(木)午前11時15分より第2回独自交渉が行われました。

校務員の適正配置について

○労働安全衛生の観点での校務員の適正配置の働きかけを校長会、事務長会を通じて継続実施する。
○配置状況調査を年度内に実施。
○夏季研修、実技研修は営繕業務等への意識を高め適正配置につながるものと考え、継続実施に向けて予算確保や内容の充実に努力する。

被服貸与について

○屋外作業に従事する職種の労働安全の観点から、近年の異常気象等を踏まえた社会通念上認められる被服、いわゆる空調服やヒーターのついた作業服についても被服貸与規定上の夏用作業服、冬用作業服として運用可能とする。
○会計年度任用職員である調理補助員については、被服貸与規定上の対象職員は常勤職員に限定されており、貸与できないこととなっている。各校様々な実態があり一律ではない部分もあるので、各学校の実情や他府県の状況を調査して研究していく。

調理場の労働環境について

○厳しい財政状況の中、更なる増員が困難な状況に変わりはないが、予算の確保には努める。
○年休が取得しやすい職場環境については、制限がある中で少しでも改善が進むよう、総務課、財務課、学事課を中心にチームとなって、必要に応じ、学校訪問により施設設備も含めた現場の状況を把握し、学校と連携した対応に努める。
○人材確保の難しい臨時的任用の調理員について、教育委員会のホームページ、「県民だよりひょうご」への求人掲載、ハローワークへの求人に加え、民間求人サイトも活用しながら、幅広く人材確保に努める。

ICT化推進上の課題対応について

○現在、職種に1台のパソコンが配布されているが、セキュリティ上の制約から事務室にしか置くことができず、調理員などがすぐ使えるように机の上に設置されていないところもあり、申請する以前の手間がかかるといった課題があると意見をいただいた。

一律の対応は困難だが、例えば、1台を複数職種共通のサービスシステム申請用のパソコンとしてIDを共有利用することで手間を省けるなど各校の実情に応じて業務改善を意識したICT化に取り組むようすべての学校に周知する。

超過勤務手当のヒアリングについて

○6月末までに管理職による業務の年間計画や業務上の課題についてヒアリングを実施し、その際には、個人ごと職種ごとなど各学校の状況に応じた方法で、必ずすべての対象職員の実情を把握を行う。また、当初計画に基づいた超過勤務の執行が難しい状況となった場合には、改めて管理職によるヒアリングを行い業務改善を含めた対応につなげる。

これらを含め、管理職と対象職員が業務課題等を共通認識の上、超過勤務手当の計画的かつ適正な執行を行うことを、事務長会などにおいて周知する。

臨時的任用職員への対応について

○令和5年4月からの給与制度見直しにより、年度ごとに任用する臨時的任用職員については、1級に格付けられることとなる。臨時的任用職員を募集する際には、年齢や学歴に応じた給料月額をイメージできるモデルケースを示す他、現に臨時的任用職員として任用されている方については、事務長を通じて給料月額の日安や必要となる書類等について丁寧な説明を行うよう校長会、事務長会に周知する。

採用試験の再開について

○給与制度の見直しにより、大きな障壁は取り除かれる。これまでの交渉の経緯を踏まえ、改めて年明けにあり方交渉の機会を設け、採用再開についての検討状況を報告できればと考えている。

その他

○個別のトラブルが生じた場合については、執行部を通じて総務課長に連絡をいただきたい。